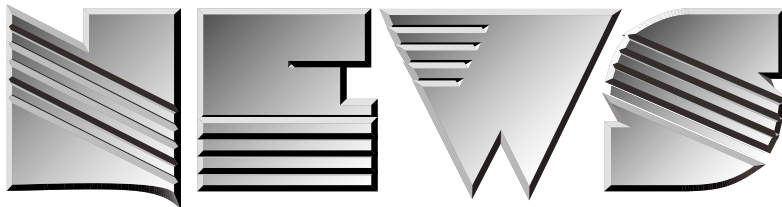




ねこだすけ
#ねこだすけ



号外
vol.36

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>
[facebook.com/nekodasuke](https://www.facebook.com/nekodasuke)

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

地域猫対策、役所の担当は？



概ね5年ごとの見直しが決まっている動物愛護法（但し略称、以下同じ）が、昨年9月に改正施行され、その内容のほんの一部を前回のねこだすけニュース45号に少し掲載しました。

そのほかには動物取扱業の規制や、行政が犬及び猫を引き取る際の条件が厳しくなり、断れることのほか、緊急災害時の愛護動物避難に配慮することなども新しく加えられました。

また、今まではなかった第四十一条の二（獣医師による通報）と同四（地方公共団体への情報提供等）などが新設されたことは、法律をうまく使おうとするときにすごく役立つと思うのです。法律の本文は少し堅苦しく感じますが、次の枠内に一部の条項をそのまま引用しました。

（獣医師による通報）

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

動物愛護法の罰則のうち、殺傷犯罪（懲役2年・罰金200万円）や衰弱虐待犯罪（罰金100万円）の対象となる愛護動物を、飼い主以外の者が通院させたときにも上の条項はあてはまると考えられます。

今までは私たちが獣医師に個別に依頼して診断書を作っていたり、毒物検査や検死などをお願いして、警察や行政に訴えていました。これからは獣医師が直接役所や警察などに通報するよう努めることになります。

（地方公共団体への情報提供等）

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、

技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

都道府県だけではなく、市区町村も地方公共団体です。現在でも「動物愛護法は県の保健所などが担当している。我が市では愛護動物対策の担当職員を置いていない。」と役所からいわれることがあります。

役所は法の執行官ですから、国が施策を講ずるよう努める『動物愛護担当職員の設置』や『動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化』の通り、市区町村にも担当を置かなくてははいけません。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、通称・基本指針について…

下の枠内は、今回の改正からではなく従来からありました。但し、基本指針や動物愛護管理推進計画は、元となる動物愛護法の改正に従って見直されることとなります。改正された後の基本指針は「平成25年環境省告示第80号」として既に施行されています。各都道府県が定める動物愛護管理推進計画も法改正に従って、各都道府県の見直しが進められることと思われる。

第二章 基本指針等

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

【2項以下割愛】

（動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

【2～3項を割愛】

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

国が基本指針を定め、それに従って都道府県が動物愛護管理推進計画を決めたり見直しをするとき「あ

（※裏面に続く）

